

## 平成 19 年度佐倉市決算（普通会計）の概要

各地方公共団体は、毎年度決算状況を1枚のカードにまとめて公表しています。この決算状況のまとめは、総務省が行う地方財政状況調査の会計区分である普通会計により算定されます。これは、一般会計及び特別会計の範囲は、地方公共団体ごとに異なることから、全国共通の会計区分である普通会計を設けることにより、地方公共団体間の比較や国全体としての統計を可能にするためです。佐倉市の場合、普通会計の範囲は、一般会計(土木費の雨排水事業分を除く)、公共用地取得事業特別会計及び災害共済事業特別会計となっています。

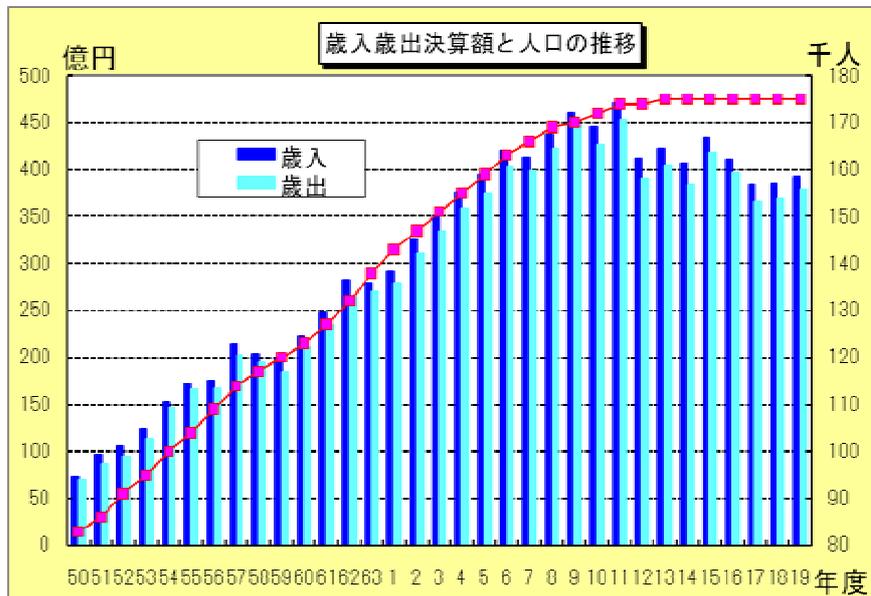
### 1 決算規模

歳入総額 391 億 6,304 万円、歳出総額 378 億 8,521 万 8 千円で、前年度比、歳入 1.6% 増、歳出 2.6% 増となりました。

第1表 決算規模

(単位:千円・%)

区 分	歳 入	増減率	歳 出	増減率
平成 10 年度	44,527,463	3.4	42,635,766	4.8
平成 11 年度	47,125,569	5.8	45,257,180	6.1
平成 12 年度	41,225,088	12.5	39,123,836	13.6
平成 13 年度	42,289,493	2.6	40,523,626	3.6
平成 14 年度	40,729,160	3.7	38,369,766	5.3
平成 15 年度	43,415,641	6.6	41,795,608	8.9
平成 16 年度	41,120,895	5.3	39,624,924	5.2
平成 17 年度	38,389,709	6.6	36,569,071	7.7
平成 18 年度	38,545,110	0.4	36,938,092	1.0
平成 19 年度	39,163,040	1.6	37,885,218	2.6



ただし、平成 19 年度は、財政調整基金に係る積立と繰入の両方を行ったことにより、その重複分の歳入歳出が増加しています。前年度との比較のために、その重複分を除くと歳入総額は、382 億 6,304 万円に、歳出総額は 369 億 8,521 万 8 千円となり、実態としての増減額は、歳入が 0.7%の減、歳出が 0.1%の増ということになります。

## 2 決算収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、12 億 7,782 万 2 千円で前年度に対し 20.5%減となりました。

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、10 億 9,437 万 7 千円で、前年度に対し、30.6%の減となっています。標準財政規模(\*1)に対する実質収支の割合を示す実質収支比率は 3.9%です。

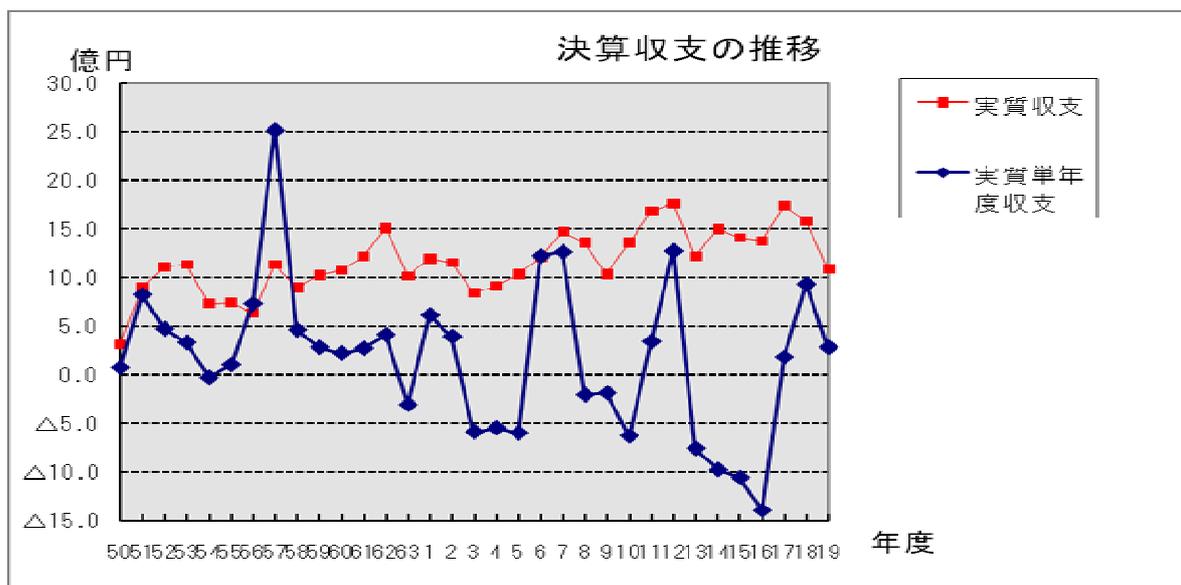
\*1 経常的に収入を得ることのできる一般財源の規模を示す指標で、地方財政法施行令第 13 条に定めるところにより算出した(大まかには、地方税等に普通交付税を加える)額。

財政調整基金の繰入や積立等までを考慮した単年度の収支を示す実質単年度収支は、2 億 8,168 万 1 千円で、前年度に対し、69.8%の減となりました。実質単年度収支は、平成 13 年度から 16 年度まで赤字が続き、その累積赤字額は 42 億円に達し、歳入不足を財政調整基金の取り崩しにより補てんする状態が続いていましたが、経常事業の見直しや普通建設事業の抑制などにより、平成 17 年度から 3 年間は、黒字均衡を維持しています。

第2表 決算収支

(単位:千円、%)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	増減率		
				17 年度	18 年度	19 年度
歳入歳出差引	1,820,638	1,607,018	1,277,822	21.7	11.7	20.5
翌年度へ繰越すべき財源	77,375	30,842	183,445	32.1	60.1	494.8
実質収支	1,743,263	1,576,176	1,094,377	26.1	9.6	30.6
実質単年度収支	182,183	933,940	281,681	113.0	412.6	69.8



### 3 歳入

地方税は、所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止等税制改正により、前年度比 13 億 5787 万 7 千円(5.7%)増となりました。しかし、同時に、それまで代替財源として措置されていた所得譲与税や減税補てん地方特例交付金が廃止となったことにより、地方譲与税は、前年度比 9 億 7,031 万 1 千円の減、地方特例交付金は、6 億 4,079 万 3 千円の減となり、一般財源総額は減少しました。

地方交付税のうち、普通交付税は前年度に引き続き不交付となり、その振替である臨時財政対策債も減少しました。

第3表 主な歳入の内訳

(単位:千円、%)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	19 年度	
				構成比	増減率
地方税	23,201,262	23,677,274	25,035,151	63.9	5.7
地方譲与税	1,188,052	1,548,015	577,704	1.5	62.7
地方特例交付金 *2	1,048,536	805,388	164,595	0.4	79.6
地方交付税	324,738	187,073	182,036	0.5	2.7
その他	2,110,935	2,190,295	2,147,206	5.5	2.0
一般財源(計)	27,873,523	28,408,045	28,106,692	71.8	1.1
国庫支出金	2,867,266	2,751,044	2,904,276	7.4	5.6
県支出金	1,207,546	1,334,981	1,717,459	4.4	28.7
分担金・負担金	145,553	142,829	158,792	0.4	11.2
使用料	900,777	805,612	783,034	2.0	2.8
手数料	146,739	146,137	144,809	0.4	0.9
繰入金	1,040,068	642,886	900,277	2.3	40.0
地方債	2,410,500	1,946,200	2,125,700	5.4	9.2
うち減税補てん債	381,300	250,000	0	0.0	皆減
うち臨時財政対策債	1,631,700	1,450,000	1,310,000	3.3	9.7

\*2 平成 19 年度は、地方特別交付金を含む

#### (1) 地方税

住民税(市民税)は、税制改正の影響等により、前年度比 12 億 7,741 万 3 千円増の 139 億 2,038 万 8 千円となりました。固定資産税は、家屋の増等により、1 億 7,480 万 5 千円増の 85 億 9,072 万 7 千円。都市計画税は 2,013 万円増の 16 億 1,908 万 7 千円となっています。

#### (2) 地方特例交付金

定率減税の廃止に伴い、それまで減税による地方公共団体の減収の 4 分の 3 をまかなうために交付されていた減税補てん特例交付金(前年度 7 億 6,750 万 7 千円)は廃止されましたが、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間の経過措置として、地方特別交付金が創設され、1 億 390 万円が交付されています。

#### (3) 国庫支出金

児童手当の拡大、生活保護や障害者自立支援給付の増にともない前年度比 1 億 5,323 万 3 千円(5.6%)増の 29 億 427 万 6 千円となりました。

(4) 県支出金

前年度比 3 億 8,247 万 7 千円 (28.7%) の増となっています。児童手当の拡大及び障害者自立支援給付の増に伴う負担金の増、県税徴収委託金の増に加え、参議院議員選挙、県議会議員選挙が行われたことによるものです。

(5) 繰入金

内訳は、財政調整基金 9 億円、学校教育振興基金繰入金 27 万 7 千円です。

(6) 地方債

定率減税に伴う減収分の補てんのために発行される減税補てん債(前年度 2 億 5,000 万円)の制度が廃止され、普通交付税の代替として発行される臨時財政対策債も 13 億 1,000 万円と前年度比 1 億 4,000 万円減少しましたが、総額では、井野長割遺跡保存整備などにより、前年度比 1 億 7,950 万円増となる 21 億 2,570 万円の借入を行いました。

## 4 歳 出

経常的経費は 335 億 2,178 万 2 千円で、歳出全体に占める割合は 88.5%、前年度比で 5.3% の増となっています。投資的経費は 19 億 7,836 万 8 千円で、歳出全体に占める割合は 5.2%、前年度比 25.8% の減となりました。

第 4 表 主な性質別歳出内訳

(単位:千円、%)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	19 年度	
				構成比	増減率
経常的経費	32,574,579	31,828,012	33,521,782	88.5	5.3
義務的経費	18,044,998	18,107,283	19,033,323	50.2	5.1
内 人件費	9,387,232	9,200,152	9,227,673	24.4	0.3
扶助費	4,493,769	4,781,397	5,493,774	14.5	14.9
公債費	4,163,997	4,125,734	4,311,876	11.4	4.5
物件費	6,532,715	6,133,523	6,215,425	16.4	1.3
維持補修費	397,599	371,327	631,863	1.7	70.2
補助費等	5,340,572	4,655,796	4,659,150	12.3	0.1
経常的繰出金	2,258,695	2,560,083	2,982,021	7.9	16.5
投資的経費	2,478,229	2,667,889	1,978,368	5.2	25.8
普通建設事業費	2,462,794	2,667,889	1,978,368	5.2	25.8
内 補助	703,701	492,151	172,693	0.4	64.9
単独	1,759,093	2,175,738	1,805,675	4.8	17.0

(1) 経常的経費のうち、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)については 9 億 2,604 万円 (5.1%) の増となりました。児童手当の拡大、生活保護および障害者自立支援給付の増等による扶助費の増 7 億 1,237 万 7 千円、臨時財政対策債等の償還の本格化と公的資金の繰上償還の実施による公債費の増 1 億 8,614 万 2 千円が要因です。人件費は千葉県総合事務組合の退職手当負担金の負担率増が、定員削減の効果を相殺した形となり、2,752 万 1 円の増となっています。

- (2) 投資的経費は、普通建設事業については、全体で6億8,952万1千円の減となりました。これは、補助事業では、佐倉中学校校舎改築、弥富公民館整備などの大規模事業で平成20年度への繰越が発生したこと、平成18年度に仮称佐倉西部自然公園用地の購入等の事業が完了したことによるものです。

## 5 財政状況

国の算出した標準的な行政サービス経費に対する税収等の割合を示す財政力指数(\*3)は1.005です。単年度ベースでは前年度の1.012から1.009に0.003ポイント減少していますが、引き続き、普通交付税は不交付となっています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率(\*4)は、前年度から4.1%悪化しました。

- (1) 経常収支比率については、分母となる経常一般財源が、税制改革の影響(税源移譲や定率減税の廃止による住民税の増よりも、代替財源の減少が大きかった)により減少し、更に臨時財政対策債も減少したこと、分子となる経常経費充当財源が扶助費、公債費の支出増に伴い増加したことにより、悪化しました。

分母から臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率は、3.0%悪化し、再び100.0%を超えました。

- \*3 財政力指数は、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額の基準財政需要額に対する割合の過去3年平均を表したものです。一方、普通交付税はその年度の基準財政需要額に対する基準財政収入額の不足分を交付するものです。(このため、不交付となる場合、単年度ベースの財政力指数は1を超えることとなります)
- \*4 財政構造の柔軟性を示す指標で、毎年度経常的に収入される市税、地方交付税等の経常一般財源が人件費、公債費、扶助費等の経常的経費に充当される割合を示すものです。数値が少ないほど柔軟性が高いこととなります。

- (2) 公債費に充当された一般財源の一般財源全体に占める割合を示す公債費負担比率については、分母となる一般財源が減少し、分子となる公債費が増加したことにより、前年度よりも0.8%高い、13.1%となりました。健全財政の黄信号といわれる15%には達していないものの、平成9年度以降は10%を超えた状態が続いています。

第5表 主要財政指標

(単位: %)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常収支比率	92.8 (105.1)	96.5 (106.6)	96.0 (103.4)	92.0 (97.9)	96.1 (100.9)
財政力指数	0.952	0.971	0.980	0.996	1.005
公債費負担比率	14.2	13.9	12.7	12.3	13.1

経常収支比率の内書き( )は、減税補てん債(15～18年度)、減収補てん債特例分(平成19年度)、臨時財政対策債を分母となる経常一般財源に加えない場合の値

## 6 将来の財政負担

地方債残高は前年度比 13 億 6,553 万 5 千円減少しました。債務負担行為支払予定額が、12 億 1,895 万 9 千円の増となっています。これは、経常的な業務である学校給食業務委託に係る契約の更新に伴うものであり、実質的にはそれほど増加していません。地方債残高と債務負担行為支払予定額の合計額は 414 億 4,046 万 1 千円で、前年度比 1 億 4,657 万 6 千円減少しました。平成 19 年度末積立金現在高は、101 億 1,005 万 6 千円で、前年度末に比べ 7 億 4,547 万 4 千円増加しました。

積立金現在高の増加は、これは将来の財源不足に備えての財政調整基金への積立を行ったことによるものです。

第6表 将来の財政負担

(単位:千円、%)

区 分	地方債現在高		債務負担行為		合 計	
		増減率	支出予定額	増減率		増減率
15 年度	40,622,176	2.3	3,770,147	11.8	44,392,323	1.0
16 年度	40,965,298	0.8	2,304,470	38.9	43,269,768	2.5
17 年度	40,151,175	2.0	3,446,483	49.6	43,597,658	0.8
18 年度	38,851,151	3.2	2,735,886	20.6	41,587,037	4.6
19 年度	37,485,616	3.5	3,954,845	44.6	41,440,461	0.4

第7表 積立金年度末残高

(単位:千円、%)

基金区分	17 年度	18 年度	19 年度	増減率		
				17 年度	18 年度	19 年度
財政調整基金	916,825	2,017,852	2,717,164	16.3	120.1	34.7
減債基金	37,190	358,614	359,438	0.0	864.3	0.2
その他特定目的基金	6,714,821	6,988,116	7,033,454	0.3	4.1	0.7
計	7,668,836	9,364,582	10,110,056	2.6	22.1	8.0

## 7. 財政健全化判断比率等

平成 20 年 4 月 1 日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行され、平成 19 年度決算から、財政健全化判断比率と総称される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの指標を算出し、監査の意見を付して議会に報告するとともに、数値を公表し、あわせて県知事へ報告することとされました。

また、地方公営企業についても、その経営の健全化を図るため資金不足比率を算出し、健全化判断比率と同様の報告、公表を行うこととされています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)は、財政の健全化に関する比率を算出し、その比率が、早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を策定し健全化に取り組むことを求めています。更に財政状況が悪化し、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を策定して、財政再生を行うこととなります。比率の算出と公表については平成 19 年度決算から、計画の策定関係については平成 20 年度決算から適用されます。

(単位%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 17 年度			11.3	
平成 18 年度			10.3	
平成 19 年度	-	-	8.3	23.8

実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がないため「-」で表記

平成 17 年度、18 年度の実質公債費比率の算定は、地方財政法に基づき行ったもの

- (1) 実質赤字比率(早期健全化基準 11.90%、財政再生基準 20.00%)  
一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。
- (2) 連結実質赤字比率(早期健全化基準 16.90%、財政再生基準 30.00%)  
公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。
- (3) 実質公債費比率(早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%)  
一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する割合で、18%を超えると地方債を起こす場合は県知事の許可が必要となります。
- (4) 将来負担比率(早期健全化基準 350%)  
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合  
これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの
- (5) 公営企業の資金不足比率(経営健全化基準 20%)  
公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合で、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定め、健全化を実施しなければなりません。

	資金不足比率(%)
水道事業会計	-
下水道事業特別会計	-
農業集落排水事業特別会計	-

資金不足額がないため「-」で表記

## 8 今後の財政見通し

平成 16 年度当時の危機的な財政状況を乗り切るために、佐倉市財政運営検討委員会の提言(平成 16 年 9 月)に基づき、歳入規模にあわせた歳出構造の構築をめざした予算編成を行い、平成 17 年度及び平成 18 年度当初予算において、2 年連続で義務的経費を除く経常的経費を削減するとともに、普通建設事業を平成 16 年度比で半分程度に抑制しつつ、集中改革プランに基づく行財政改革を実施したこと等により、財政状況を示す指標は、平成 18 年度決算においては数値が軒並み改善されました。平成 19 年度においても、佐倉市基本構想に基づく実施計画の実現をめざしながらも、事業を厳選し、投資的経費の支出を低く押さえた財政運営を行うことで、収支の均衡を確保しつつ、地方債残高を減少させることができました。

しかし、国の三位一体の改革等による税制改正の結果、一般財源収入が減少する一方、歳出面では、児童手当、生活保護及び障害者福祉の給付の増に加え、介護保険や老人保険への繰出しの増により、経常的経費が増加したため、一旦回復した経常収支比率は前年度の 92.0%から 96.1%と 4 ポイント悪化しました。この値は、佐倉市では史上 2 番目に高い数値であり、前年度はもとより、平成 17 年度時点よりも、財政構造の硬直化が進んだといえます。他の地方公共団体(類似団体)と比較しても、高い状況です。

今後も、現行制度のままでは、税収が大幅に増加することは見込み難く、税収の多くを占める個人市民税は、団塊の世代の大量退職などにより減少することが危惧されます。また、普通交付税は不交付が続くものと見込まれ、その振替である臨時財政対策債の発行可能額も減少が見込まれます。

一方で、歳出面では、生活保護や児童手当、介護保険等、民生費の扶助費、繰出金等は、前年度比 10%程度の増加が続いており、その傾向が継続するものと思われます。

全国知事会は、増大する財政需要を賄う財源の不足により、わが国の地方財政は平成 23 年度には破綻する恐れがあるとしています。本市においても、更に、大胆な歳出削減策を行わないと、財政運営は早晩行き詰るのではないかと危惧されます。

しかし、経常的経費のうち事務経費等の削減率は平成 16 年度比 22.5%に及んでおり、事務事業自体の見直しなしに、大きな削減効果を期待できる状況にはありません。投資的経費も最小規模にまで切り詰めた状況となっており、これ以上の削減はできない状況です。

財政運営の持続性を確保するためには、早急に、行財政構造の大胆な転換をする必要が生じています。

(平成 20 年 9 月 佐倉市企画政策部財政課)